

名寄市総合計画（第2次）後期基本計画策定方針

1 計画策定の趣旨

名寄市総合計画（第2次）は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層で構成され、計画期間は平成29年度（2017）から令和8年度（2026）までの10年間とされています。

「基本計画」と「実施計画」については、社会経済情勢の変化に柔軟に対応する必要と市長の政策方針をもとにした具体的な施策を示す必要があるため、市長任期と連動した4年間としています。後期計画については、中期4年間における施策の進捗状況を総合的に点検及び情勢等の変化に伴う課題等を議論し、後期計画に反映することを基本とします。

2 計画策定の基本姿勢**（1）市民参加の促進**

積極的な情報発信や、計画づくりへの参画の場の確保に努め、市民と行政との連携・協力によって計画づくりを進める。

（2）社会経済情勢の変化や現下の情勢を踏まえた課題への対応

人口減少・少子高齢化の進展や地域経済の低迷、気候変動、市民生活の多様化に伴う地域コミュニティのあり方、地方分権や地方創生の推進など、社会経済情勢の変化を的確に捉えるとともに、新型コロナウイルス感染症、デジタル化・未来技術の進展への対応やSDGs（持続可能な開発目標）の推進など現下の情勢を踏まえた課題に対応できる計画づくりを進める。

（3）基本構想に基づく継続性

名寄市総合計画（第2次）基本構想との整合性はもとより、中期計画の点検と情勢等の変化に伴う検討を基本とし、継続性ある計画づくりを進める。

（4）わかりやすさと実効性の確保

総合計画は、市民と市の協働によるまちづくりの行動指針であるため、簡素でわかりやすい内容や表現に努め、市民にとってわかりやすい計画を目指す。

人口減少の進展などにより、今後とも厳しい財政状況が見込まれる中、施策の選択と重点的な施策展開を図るとともに、目標や指標等を掲げることにより、実効性のある計画づくりを進める。

3 策定方法

(1) 市民意見の反映

- ①総合計画審議会（名寄市総合計画審議会条例、同施行規則）
大学教員などの学識経験者、産官学金労言士・市内関係団体の代表者・公募委員により構成され、市長の諮問に応じて総合計画について審議し、市長に答申
- ②関係団体等との意見懇談会
各団体における課題・意見を把握するため、意見交換を実施
- ③市民アンケート（令和3年10月29日から令和3年11月26日実施）
市民ニーズの把握及び市民満足度の変化を把握するため、アンケート調査を実施
- ④パブリックコメント
基本計画等に対する市民意見の募集

(2) 全庁的な検討

全庁的な体制により総合計画案を作成するため、庁議確認を行い進める

(3) 市議会における審議

策定経過を市議会総務文教常任委員会で報告しながら、最終的には後期基本計画案を議案として提出し、議会の審議及び議決を経て決定

4 策定スケジュール（予定）

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 令和4年4月 | 後期基本計画策定方針の策定 |
| 4月 | 市長から総合計画審議会へ諮問 |
| 8月 | 総合計画審議会から答申 |
| 9月 | 総合計画（素案）の作成
パブリックコメントの実施 |

上記の過程を経て、市議会へ後期基本計画（案）を提案